

## 花火による火災を防ごう！

夏の風物詩でもある花火。子供たちにとって楽しい季節がやってきました。

しかし、楽しい花火も遊び方を誤ると火災や火傷の原因になってしまいます。

### 《花火を安全に遊ぶポイント》

- ・風の強い時には花火をしないようにしましょう。
- ・説明書をよく読み、注意事項を必ず守りましょう。
- ・花火を人や家に向けたり、燃えやすい物の近くで行うのはやめましょう。

深川消防署妹背牛支署 TEL32-2026

- ・水の入ったバケツを用意し、遊び終わった花火は水で消しましょう。
- ・子供たちだけではなく、大人と一緒に花火をしましょう。
- ・ライターを子供の手の届くところに置かないようにしましょう。
- ・火災の恐ろしさ、火の取扱い方法についてきちんと教育しましょう。

花火の遊び方には十分注意し、楽しい夏の思い出にしましょう。



## 交通事故に注意！

これからの時期は速度が上がりがちになったり、旅行者も活発に移動が多くなり交通量の増加が見込まれ交通事故に遭わないよう注意が必要です。

### 1. 速度の抑制

速度が上がれば視野が狭くなり、ひとたび危険な事態になった際に対応が遅れますし、事故が起こった際の衝撃も当然大きくなります。

時間に余裕がないとどうしても速度を上げて巻き返そうとするため、時間に余裕を持った行動を心がけましょう。



妹背牛駐在所 TEL 32-2052

### 2. シートベルト、ヘルメットの装着

シートベルトやヘルメットの正しい装着で、命を落とすまでではなかった、負傷が軽く済んだはずの事故は過去に数え切れないほどあります。

バイクはもちろん自転車についてもヘルメットを必ず装着してください。

### 3. 慣れない道に注意

旅行等で遠出の際には、信号や標識等の交通規制や道路状況をよく確認しましょう。

町内でも多くの旅行者が不慣れな道であるため事故を起こしています。

慣れない道ほど緊張感を保って運転しましょう。

## 税務職員募集

### 1 受験資格

- (1) 令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
- (2) 令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

### 2 申込受付期間（インターネット申込み）

6月13日（金）午前9時～6月25日（水）（受信有効）

申込専用アドレス <https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

### 【お問い合わせ】

札幌国税局人事第2課採用担当（TEL 011 - 231 - 5011 内線2315）または最寄りの税務署（総務課）にお尋ねください。

## 令和7年度自衛官募集案内

### ・自衛官候補生

自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊  
TEL0166-55-0100

資格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女
受付期間	年間を通じて受付を行っております。

試験期日	7月13日（日）、14日（月）のいずれか1日
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

## こんなときは国民年金の手続きが必要です！

【お問合せ先】

役場住民課住民グループ TEL32-2031（直通）

日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになっています。加入する区分は下記の 3 つに分かれています。

- ・ 第 1 号被保険者 自営業や学生
- ・ 第 2 号被保険者 厚生年金や共済組合に加入している  
会社員や公務員
- ・ 第 3 号被保険者 第 2 号被保険者に扶養されている  
配偶者（一定の収入の超えない方）

ご本人や配偶者の就職、転職、結婚などで国民年金の種別が変わることがあり、下記の表のように種別変更などの手続きが必要となる場合があります。

手続きをされなかった場合、病気やケガで障害が残ったときや、死亡した場合の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きをしてください。

こんなとき	被保険者の区分	手続先
第 2 号被保険者に扶養されている配偶者が 20 歳になったとき	未加入→第 3 号	勤務先
配偶者が就職して第 2 号被保険者になり、その第 2 号被保険者に扶養されるようになったとき	第 1 号→第 3 号	勤務先
第 2 号被保険者が 60 歳になる前に、会社などを退職したとき	第 2 号→第 1 号	役場または年金事務所
第 2 号被保険者である方が会社などを退職し、第 2 号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第 2 号→第 3 号	勤務先
第 2 号被保険者（配偶者）に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第 3 号→第 1 号	役場
パート収入が 130 万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき	第 3 号→第 1 号	役場

### 6 月 1 日は「電波の日」

総務省では 6 月 1 日を「電波の日」とし、6 月 10 日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省 北海道総合通信局では電波を監視し、正しい電波環境の維持に努めています。

【お問い合わせ】

総務省 北海道総合通信局 TEL011-737-0099

### 「津波フラッグ」は避難の合図

「津波フラッグ」は大津波警報・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」という）が発表されたことをお知らせする旗です。

津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレンなど様々な手段で伝達されますが、「津波フラッグ」を用いることによって、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方や聴覚に障害をお持ちの方などにもお知らせできます。

これから夏にかけて、海水浴等で海に出かける機会が増えますので、海水浴場や海岸付近で「津波フラッグ」を見かけたり、津波警報等を聞いた時、強い揺れを感じたり、長くゆっくりした揺れを感じたりした時は、海岸から離れ、高い安全な場所へ速やかに避難してください。



詳細は気象庁 HP の「津波フラッグ」ページをご覧ください。

